

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年（令和6年）6月18日

福山市長 枝 広 直 幹

1 事業概要

(1) 業務名

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務

(2) 業務場所

福山駅前広場（タクシー乗降場・待機場、福山駅前バス案内所前、路線バススペース（6番、7番乗り場））

(3) 業務内容

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）および2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託仕様書に定めるところによる。

(4) 業務履行期間

契約締結日から2024年（令和6年）12月27日（金）まで

2 委託費

委託費の上限は、3,531,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本選定への応募にあたっては、この公告の日を基準日（次のうち、(3)を除く。）として、次に掲げる資格要件を全て満たす企業、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人格を有する団体、個人事業主等、又は複数の団体等から構成するコンソーシアムが参加することができます。コンソーシアムで応募する場合は、全ての構成員が資格要件を満たす必要があります。

コンソーシアムの各構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできません。また、コンソーシアムに所属しながら単独で参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準

実施要領に定めるところによる。

5 事業候補者の選定

事業候補者の選定にあたっては、2024年度福山駅前広場運営実証実験業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎11階）

福山市建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課

電話：084-928-1094（直通）

E-mail：ekishuhen-saisei@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2024年（令和6年）6月18日（火）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年7月2日（火）まで
質問書受付期間	公告の日から同月28日（金）まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）7月1日（月） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年7月2日（火）まで
参加資格確認結果通知	2024年（令和6年）7月4日（木）

企画提案書受付期間	2024年（令和6年）7月5日（金）から 同月19日（金）まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）7月24日（水）
プレゼンテーション審査結果の通知	2024年（令和6年）7月25日（木）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年（令和6年）6月18日（火）から同年7月2日（火）まで

イ 配付場所

6(1)に同じ。

※福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuhensaisei/335162.html>)からもダウンロードができます。なお、資料に修正、追加等があった場合は、速やかに福山市ホームページで公開します。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 1者のみの場合

当該1者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価員により提案内容を評価する。

イ いない場合

本選定を取り止め、改めて選定を行うものとする。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合は、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は実施要領に定めるところによる。